

等々力小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月
世田谷区立等々力小学校
(平成30年4月改定)
(令和4年4月改定)
(令和6年6月改定)
(令和7年4月改定)

等々力小学校いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、世田谷区、その他の関係機関が相互に連携し、世田谷区いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法によると

第二条 この法律において「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

とあります。

つまり、いじめとは、児童が、ある児童を心理的、物理的に攻撃することで、いじめられている子の心や体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすることである。インターネット上のいじめも、いじめとなる。

※ いじめを見落とすことがないよう、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる。行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。なお、いじめられた児童・生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び良好な関係を築くことができたりした場合には、例えば「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟かつ適切に対処する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 学校において実施する施策

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうるものである。また、多くの児童・生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることや、被害児童・生徒に対しては見守りを行うなど、徹底して守り通すことが大切である。

これらの認識のうえで、学校、家庭、地域、区、教育委員会、その他の関係機関等の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

(1) いじめの未然防止

すべての児童・生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚とともに、教職員が児童・生徒の多様性を認めることで、すべての児童・生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する心の通う望ましい人間関係をはぐくむために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取り組みを推進する。

また、いじめが生まれにくい環境づくりにつながるよう、すべての教育活動を通じて、人権教育、道徳教育及び体験・体感活動の充実を図り、児童・生徒が自らいじめの問題について考える主体的な活動を推進する。

さらに、年3回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全ての教職員の共通認識を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をはじめ、大人は児童・生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、児童・生徒との信頼関係などを高めていくとともに、定期的なアンケート調査（学校生活アンケートを年3回）やスクールカウンセラーによる5年生の全員面接の実施等によるいじめの実態等を把握するための取り組みや、学校における教育相談体制の充実を図る。また、ふれあい月間（6月、11月）をして全教職員で実施するなど、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。

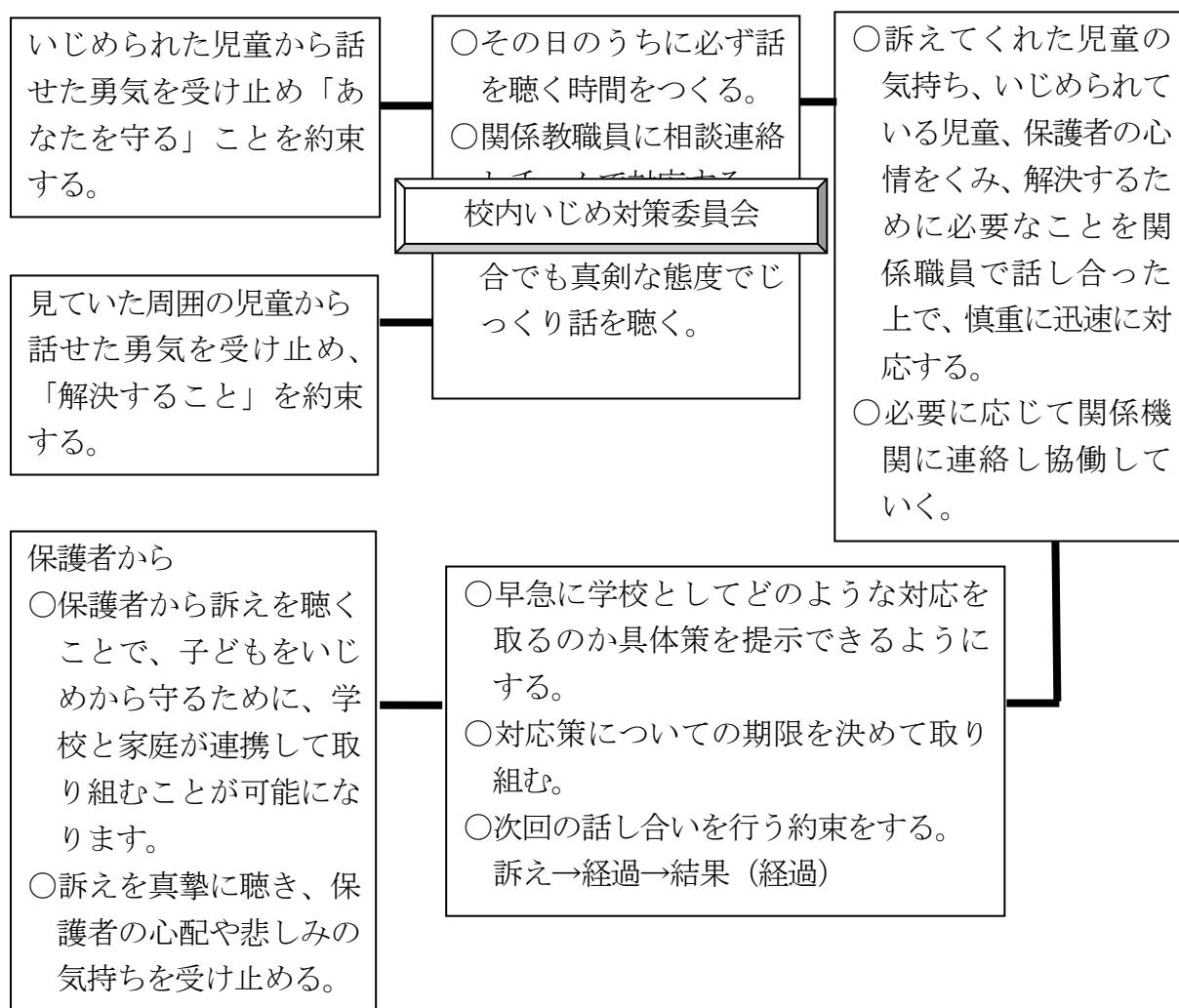
いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、背景にある事情の把握に努め、些細な兆候であっても、いじめでないのかとの疑いをもつて、早い段階から的確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(3) いじめへの早期対応

いじめの情報を確認し、いじめの兆候が疑われた場合には、いじめを受けている児童・生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。教職員個人が情報を抱え込んだり、いじめを軽視したりすることなく、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、教職員が一体となり、保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的かつ迅速に対応していく。

また、学校としてできることとできないことを明確にして、被害児童・生徒及び保護者に対して丁寧な説明をするように努める。

(4) いじめの訴えがあったとき



(5) 家庭や地域、関係機関等との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくため、家庭や地域の方々、関係機関等との連携を推進する。

(6) いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめ防止等に実効的に取り組む組織（等々力小学校いじめ対策委員会）を設置し、いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的に実施する。また、この委員会は、校長、副校長、教職員やスクールカウンセラー、養護教諭等で構成する。

なお、当該委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることから、教職員は、些細な兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、委員会に報告・相談する。

また、より実効性の高い取り組みが実施されるように、本基本方針の点検、見直しを定期的に行う。

(7) いじめが発生した場合の対応例

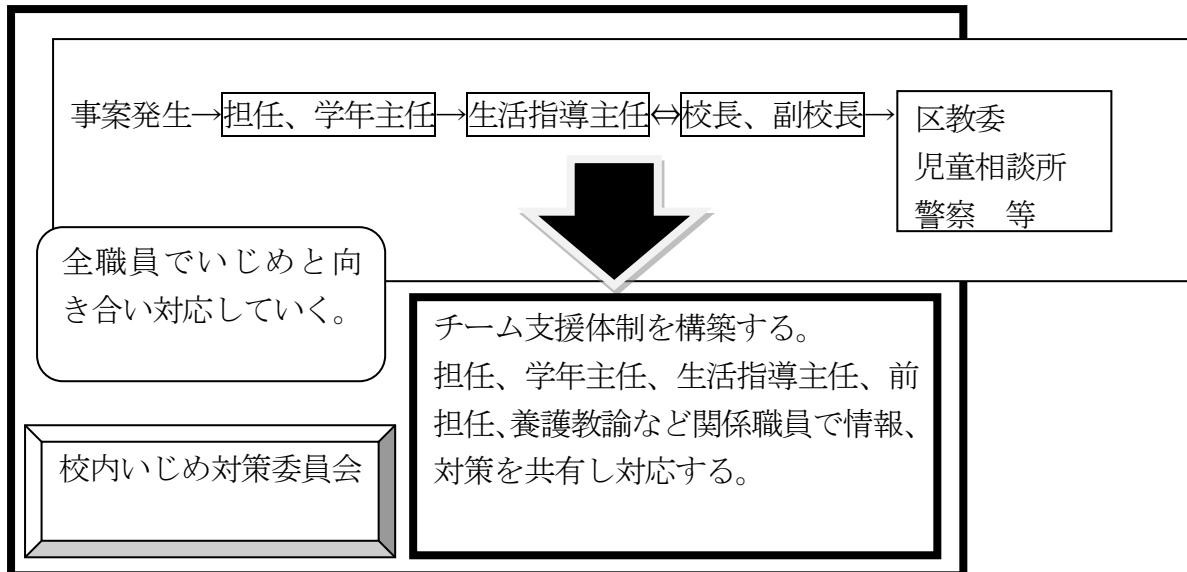
いじめられた児童への対応例	いじめた児童への対応例
<p>①必ず守るという学校の姿勢を理解させる。</p> <p>②担任や養護教諭など誰かが必ず相談相手になること、一人で悩まないことを指導する。</p> <p>③児童に共感的に話を聞く。</p> <p>④専門家、外部機関との連携も行っていく。</p>	<p>①いじめられた児童の心理的、肉体的苦痛を十分に理解するまで説き、いじめは許されないことを分からせるよう指導する。</p> <p>②周囲の児童からも情報を収集し実態を正確に把握する。</p> <p>③いじめた児童の家庭や地域の状況、人間関係など広く児童理解を進めて丁寧に対応する。</p> <p>④何がいじめなのか、いじめの定義や内容を理解する。</p> <p>⑤場合によっては、教育委員会、相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応する。</p>
いじめられた児童の保護者への対応例	いじめた児童の保護者への対応例
<p>①話し合いの機会を早急にもつ。</p> <p>②学校が把握している事実を伝えると共に今後の指導について話し合います。</p> <p>③心理的な負担も考慮し、緊急的な連絡体制を学校と家庭で相談する。</p> <p>④学校での面談、家庭訪問を継続的に行い保護者と連携を図っていく。</p>	<p>①事実を正確に伝え、いじめられた児童、その保護者の気持ちを理解してもらいます。</p> <p>②いじめは、いかなる理由があっても許されないことを毅然と伝えます。</p> <p>③場合によっては、教育委員会、相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応することを伝える。</p>

両者に対して、継続的な指導を続ける。互いに理解し合い、よりよい関係を再構築できるよう全職員が指導に当たる。

周囲ではやし立てている児童への対応例	見て見ぬふりをしている児童への対応例
<p>①はやし立てている行為は、いじめと同じであることを理解させ、いじめられて児童の心理的・肉体的苦痛を理解させる。</p>	<p>①見て見ぬふりをするいじめに荷担することにもつながることを理解させるよう指導する。</p>

②はやし立てる行為を正当化する言動（「みてただけ」「自分だけじゃない」「自分はいじめてない」）は許さず毅然と指導する。	②今後は、望ましい人間関係をつくつけるよう互いの個性を尊重し、正しいと言える勇気をもつよう繰り返し指導する。
---	--

（8）いじめを認知した場合の指導体制



いじめが発生した場合、全職員が当事者意識をもち指導する。また、迅速な対応をしていくため、即刻 対応チームを組織する。

2 本校に係る重大事態への対処

（1）重大事態の定義

- ・ いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・ いじめられた児童・生徒又は保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態調査の概要及び調査の目的

この調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

重大事態調査は、対象児童・生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的とした調査である。

(3) 本校又は区と教育委員会による調査等

重大事態が発生したときは、設置している等々力小学校いじめ防止等委員会などを中心に、重大事態に対処する。その際、被害児童・生徒の保護者等の理解を得て、学校運営委員会やP T A役員等に、事実経過や学校の対応方針を説明し、必要に応じて解決に向けた協力依頼をし、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、本校は速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会を通して区長及び各教育委員にも報告される。

第3 その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。